

自由と人権 通信



「自由と人権」HP

liberty & human rights NEWS NO.42 (2024.5.23)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

ご自由に
お持ちください



目次（「通信 NO.41」からサンホセの会情報も掲載しています）

- ① 浅見洋子「戦争孤児茉莉」 P1
- ② 空襲被害者に対し国による調査と補償を！ P2~5
- ③ 荒川・パナマ・コスタリカ P5~6
- ④ 死んで花実が咲くものか P7~9
- ⑤ 確定判決前の成功報酬支払は公金の違法支出である！ P9~10
- ⑥ ご案内・後記 P10

戦争孤児茉莉 浅見洋子

学童疎開をしていた
小学校三年の 金田茉莉は
縁故疎開をするため
卒業式で帰宅する
六年生と一緒に
疎開先の宮城県白石から
東北線の夜行列車で帰省した

三月一日 朝

子どもたちは
上野駅に 着いた
誰もいない駅 駅の外は
見渡す限りの 焼け野原
この空襲で 金田茉莉は
母と姉と妹を 亡くした
父は 七年前に 病死した
家族を亡くした 茉莉は
戦争孤児になってしまった

独りきりの生活は 厳しく
寂しいものだった
親戚をたらい回しされ
労働のみを課せられる毎日

—— 孤児は働かなければ
食べさせて貰えませんが

陳述書で こう書いていた

早く母の処に 逝きたい
病気で倒れて 死ねれば楽になる
と 過重な労働を
受け入れ 生きていた

金田茉莉は 本を出した
戦争孤児たちが 受けた
言われない 差別を
人間として
関わってもらえなかった

怒りや矛盾を
知らそうと

生き残れなかった
孤児らが 多くいたことを
平和に生きる 今の人たちに
不幸な時代が あったことを
知らそうと

平和の大切さを
命の大切さを
ともに
考えて欲しいと

人間が 人間として
生きるのに 何が
大切なのかを
考えて欲しいと

①

三月一日に 奪われた
幼い者たちの
命が あったこと
幸いにも 命長らえた
子どもたちが
戦争終結後 生きる為
どれほど
もがき 苦しんだかを
社会の矛盾と
戦い 続けたかを
知らせなければと
思い出してほしいと

この地球上に 再び
同じ悲しみ 悲劇が
生み出されぬよう
彼女は パソコンに向かい
今日も 孤児たちの
当時は 知らせねばと
残された 自分の命を
注ぎ込んでいる

空襲被害者に対し国による調査と補償を！

◆「戦争孤児茉莉」について

浅見洋子さんの「戦争孤児茉莉」は自由と人権レター103にも載せた詩です。

浅見さんは、東京大空襲訴訟原告団に参加した戦争孤児の現実に寄り添い、かれらの悲しみ苦しみ孤独、そして決意を伝える詩を書きあげた。ご自身は空襲被害者ではないが、空襲の影響を強く被っています。その詩句は戦争孤児自身の叫びとして、読む者の心に突き刺さる。このことは通信 NO.41にも書きました。

「戦争孤児茉莉」に書かれている金田茉莉さんは、「戦争孤児の会」元世話人代表であったが、残念なことに昨年7月に亡くなられた。彼女は戦災孤児が生じたのは天災でなく人災であるとして、「戦争孤児」の表記にこだわりました。

「戦争孤児茉莉」は、前号の「自由と人権通信 NO.41」で紹介した「空襲」「家庭内暴力」を書いた浅見洋子さんの詩集『独りぽちの^{せいかつ}人生—東京大空襲により心をこわされた子たち』（コールサック社）に掲載されています。

◆戦争孤児のトラウマ

ぼくは浅見さんの詩集に触発されて金田さんの著作も次々に目を通しました。

『終わりなき悲しみ—戦争孤児と震災被害者の類似性』（コールサック社）『かくされてきた戦争孤児』（講談社）『戦争は弱者を犠牲にする』（くんぷる）。

内容的には重なる部分も多いが、読み始めると目が離せなくなった。他に読まなければならない本もあったが、そちらは後回しにして金田さんの声に「聞き入った」。

いくつもの本で自らの体験を語る金田さんも、40歳までは口を閉ざしていたという。

どの戦争孤児も心と体に大きな傷をうけている。そのために自殺した人、精神病になった人もいる。

学童疎開とは子どもたちの命と生活を守るための国の施策とも受け取らがちだが、そのじつ将来の戦闘要員の確保という本質的な目的があったと金田さんは見抜いている。親にも子どもたちにも経済的、身体的、精神的な負担をかけ、親から家庭から子どもたちを引き離し、結果的に孤児を作っている、その対応もきちんと行われることがなかったため、孤児たちは悲惨な生活に追いやられた。

野良犬のように檻に追い込まれ、奴隷のように売り渡され、こき使われ、中には売春宿に売られた人もいる。リンゴの皮や芯、魚の骨さえも、仲間と奪い合うような生活。飢えのため歯磨き粉すら舐めたという。生きるためには犯罪に手を染めなければならない。餓死、凍死、虐待死、変死、病死、衰弱死、自殺などで早死にしていく子どもたちも少なくない（『戦争は弱者を犠牲にする』55頁から）。

親戚に引き取られた子供たちも幸せではなかった。ただでさえ食糧難のなか、置いてもらえるだけでも感謝しろというような処遇で、何時もひもじさに耐えていた。身を寄せた家庭での故のない差別待遇やいじめ、時には労働力として他所へやられることもあった。それでもかれらは「親戚に引き取られた」ため「孤児」としてはカウントされない。そもそも孤児の実態調査さえ満足には行われなかった。

子どもゆえに抗議することも、誰かに訴えることも、親戚の家を出ていくこともできず、ただただ我慢

するしかない生活。大人になってからも、みずからの辛く悲しい体験をひとに語ることはなかった。

「戦争孤児の会」元代表 ^{かねだ} ^{まり} 金田 茉莉 さん



戦争で親を亡くし、過酷な戦後を生きた戦争孤児たち。この人がいなかったら、その声の多くは、歴史の闇に埋もれ、消えていったはずだ。

1945年3月10日の東京大空襲で、母親と姉妹を奪われた。父はすでに亡く、学童疎開していた金田さんは、9歳で孤児となった。

極度の食料不足のなか、引き取られた親戚宅では白眼視された。「死んだら母に会える」と、死を待ち望むような日々を耐え忍んだ。

結婚して子どもが生まれてからも、トラウマは心をさいなんだ。家族と車に乗ると、「事故で子どもだけ生き残り、孤児になったら」という不安に襲わ

埋もれかけた辛苦 集め記録

れ、冷や汗が流れたという。孤児だった過去については口を閉ざしてきた。大病を患い、明日の命はわからないと感じた経験が転機になった。50代から学童疎開の記録を残す活動に参加。元戦争孤児を探し、一人ひとりの証言を集める調査に独力で取り組み始めた。

語りたくない重い過去。思い出そうとして手が震える人もいたという。同じ辛苦を味わったからこそ、証言を受け止めることができたのだと私は思う。

戦争孤児を保護、養育する責任を国は果たさず、正確な記録も残さぬまま隠蔽した。そう訴え、国への怒りを隠さなかった。孤児たちの悲しみをなかつたことにはさせない。そんな執念を感じた。

若いころに右目の視力を失い、晩年には左目も痛めておられた。それでも孤児関連の執筆を続けた。

最後に電話でお声を聞いたのは今年の春だった。

「日本が戦争に巻き込まれれば、また戦争孤児が生まれる」「過去の出来事ではない。未来の子どもたちの問題です」私に繰り返し語った言葉の重みを、改めてかみしめている。

(編集委員・清川卓史)

亡くなった戦争孤児や親たちの「伝えて」「書いて」という声が聞こえる、と語っていた2017年

7月10日死去(くも膜下出血) 本名・金田マリ子 88歳

【朝日新聞 2023年10月14日夕刊】

◆語り始めた戦争孤児

「惨めな過酷すぎる体験は、心の中にとじこめて触れられたくない深い傷なのです。引きずりだすのは心の傷を抉り出されるようなものなのです。」(同書 67頁)と金田さんは言います。家族にも、友達にも、まして他人には孤児の体験は絶対に話さない。孤児と分かると軽蔑され、差別され、うとましがられる。「何も言わなければ普通に暮らせたからです」(『かくされてきた戦争孤児』25頁)。だから口外しなかった。

しかし 48歳の時に命を失うかもしれない病気になり、(幸いにも命拾いしたが)それから人生観が変わったと金田さんは言います。そして身辺整理をし、個人史を書くようになり、みずから孤児調査に乗り出しました。

戦後 66年もたって「何をいまさら」とい人もいるが、「今だから言えるようになった」というべきと金田さんはこの本で述べています。「夫が病死したので」「親戚の当事者が亡くなったから」「仲間がいたから」「証言しないとなかったことになるから」(同書 67頁)等々の理由で語りだしたのです。

それはまさに「家族の問題」「家庭の恥」として語られることのないままの PTSD の日本兵家族会の場合と全く同じと言えるのではないのでしょうか。敗戦後の日本は本人たちが声をあげないのをいいことに、調査も補償も何一つ行わず、無視し続けてきたのです。

◆公的補償を求めて

金田さんは次のような活動にも積極的に参加しました。

1980年代、金田さんたち「東京空襲遺族会」の人たちは「全国戦災傷害者連絡会」とともに「戦時災害保護法」の制定にむけ国会議員や各政党に陳情して回りました。しかし政治的な駆け引きの中で14回も廃案になってしまい、いまだに実現していません。

また、1997年（実際は1992年※筆者注）に都が『平和祈念館』建設のため懇談会を設置したのを機に、金田さんたちは「再考を求める会」として、横網町（震災の場）以外の場所に東京大空襲死者追悼碑の建立するよう求め活動してきました。しかし、祈念館構想は凍結され現在も建設される見通しはありません。追悼碑の建立も実現しないままです。

つまり国も都も空襲被害者への施策はなにも講じてこなかったということです。空襲被害者に対する国としての実態調査も、謝罪も、補償も全くないいっぽう、軍人・軍属に対する補償や、戦死者の遺族には弔慰金・遺族年金等が支給され、60兆円を越す膨大な額が国の予算から支払われています。

この国の戦後補償と言えば、この軍人・軍属やその遺族に対してのもののみです。原爆による被爆者を除けば、民間の被災者に対しては無視を決め込んでいるのが現実です。裁判所も「受忍論」を盾に空襲被害者の訴えを退けています（東京大空襲訴訟、2013年5月8日最高裁判決で敗訴）。

空襲被害者やその遺族、戦争孤児、外国籍（台湾・朝鮮・韓国）の元軍人とその遺族、同じく外国籍の強制連行被害者・従軍慰安婦と呼ばれる人たちなどに対しは、行政も司法も理解ある対応を示していません。全空連（全国空襲被害者連絡協議会）は最後の望みとして立法府である国会に対し、援護法制定を求めています。

◆援護法制定を求める署名活動にご協力を！

しかし空襲被害者の必死で切迫した思いとは裏腹に、援護法制定を求める声は広く浸透しているとは言い難い状態です。全空連が署名を始めたのが昨年12月2日、現時点（2024年5月20日）に至ってもネット署名はまだ500人台。この国に住む者として情けなく、個人的にもその責任の一端を強く感じます。

空襲被害の問題は敗戦後79年経って取り組まれるべきことではなく、遅くとも70年代には解決されていなければならなかった課題です。しかも全国的に取り組まれるべきであったものです。

心ある皆さんの署名をお願いします。当事者の方たちはすでにご高齢で、亡くなられた方も多数にのぼり、残された時間はあまり多くはありません。

空襲被害者等への援護法制定を求める署名活動は、以下のQRコードからアクセスできます。紙の署名もネット署名もこのサイトから開けます。どうぞご協力ください。

空襲被害者等への援護法制定を求める署名サイト



【付記】

新聞によれば、以下のような集会在持たれたこともあるようです。「外国籍の元BC級戦犯やシベリア抑留者、空襲や南洋・沖縄戦に巻き込まれた民間人ら、補償や救済から取り残された戦後処理問題の立法解決を求める市民団体が11日、合同記者会見を千代田区の衆院第2議員会館で開いた。『民間人も植民地も巻き込んだ国策による戦争の犠牲を（国は）不公平に押し付けたままだ』。戦後76年を迎え、当事者が次々とこの世を去る中、問題をこれ以上先送りしないよう訴えた。」（2021.8.12 毎日新聞デジタルより）

今後はPTSDの日本兵家族会なども加わり、継続的な連帯した取り組みが望まれます。

【追記】

今日（5月21日）の東京新聞「こちら特報部」でも、俳優の仲代達也さんが山の手空襲の時の自らの体験を語っています。それは思い出すこともしたくないほど恐ろしい記憶であり、できれば語りたくない体験であると言います。軍関係者には恩給が支給される一方、戦後80年にもなろうとするのに空襲被害者の調査も補償もされていない現状を「情けない」と思い、救済法制定に賛同し全空連にその意を表した文章を寄せたとのこと。仲代さんの気持ちはよくわかります。

すでに90歳を超えてた仲代さんは、戦争は絶対にためだと言っています。仲代さんは（ネットで見る限り）2015年ごろから自らの体験を語りだしているようです。



荒川・パナマ・コスタリカ —サンホセの会 6月定例会に向けて—

荒川知水資料館

荒川知水資料館 amoa という博物館をご存じだろうか（「治水」ではなく「知水」である）。ホームページによると「荒川のことを知り、学ぶための資料館」であり「荒川下流河川事務所と北区とで共同運営している」そうである。ちなみに、amoa とは「Arakawa Museum Of Aqua の頭文字を取った愛称」だそうです。

施設自体としてもなかなか面白そうなのだが、ホームページもバーチャル画像などあり充実しています。右に同館の QR コードを載せておくので、興味ある方はご覧ください。

荒川知水資料館 amoa



荒川知水資料館は岩淵水門のそばにある。岩淵水門には「赤水門」（水門が赤く塗られていることからこの愛称がついた）と「青水門」がある。

荒川放水路を開削した理由については同館の HP では次のように説明しています。

1910年(明治43年)の洪水により死者369名、浸水家屋27万戸、被災者150万人の被害を受けました。これを受けて旧荒川(現在の隅田川)の洪水を防ぐため、JR東北本線橋梁から東京湾方面にかけて、延長22km・幅500mが人工河川(放水路)として開削されました。それと同時に旧荒川(現在の隅田川)へ洪水が流入するのを防ぐため、旧岩淵水門が作られました。

ここでいう「旧岩淵水門」が先に挙げた「赤水門」で、これはすでに水門としての役目を終え、下流にある「青水門」がその役割を果たしている。旧岩淵水門（「赤水門」）は東京都により歴史的建造物として選定されています。

隅田川がもともとの荒川であること、荒川放水路は流域の地域を荒川の氾濫から守るために作られた人工の河川であること、赤水門によって隅田川(旧荒川)への水の流れをせき止め下町を氾濫から守ったことなど、ぼくにとっては今更ながらの新発見であった。

パナマ運河博物館

以上の内容は個人的にも興味深いものだったが、本稿の目的は他にある。

次は国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所の HP からの転載である。

荒川放水路の開削には、日本を代表する多くのエンジニアが関与しました。代表的エンジニアとしては、荒川放水路を計画した原田貞介、工事を指揮した青山士^{あきら}が挙げられます。青山士は、日本人で唯一パナマ運河建設工事に携わった技術者であり、岩淵水門の設計・施工にも尽力しました。

パナマ共和国にあるパナマ運河、その運営原理と世界の航送業界における役割を体系的・科学的に紹介しているのがパナマ運河博物館です。

これまでの説明でおそらく想像がつくと思うのですが、荒川放水路と旧岩淵水門は、青山技師を通してパナマ運河と深い結びつきがあるということです。青山士が取り持つ縁で荒川知水資料館と（公立）パナマ運河博物館は姉妹博物館協定を結びました（後日資料館に電話をしてお話をうかがいました。その時にいろいろと有益な情報を得ることができました）。このことは資料館の HP には出ていないのですが、「公益社団法人土木学会（JSAC）が運営する土木技術者のための情報交流サイト」で確かめることができました。しかしぼくがその事実を知るきっかけとなったのが何であったか、何時であったかについては、自分のことながら確たる記憶がないのです。それでもその事で閃いたことがありました。

「戦災変電所」とコスタリカ国立博物館

サンホセの会の立ち上げはドキュメンタリー映画「コスタリカの奇跡」がきっかけであったこと、会の目的はコスタリカ共和国の首都であるサンホセ市と東大和市の国際交流を進め、両都市の平和友好都市協定を締結することであることは「自由と人権通信 NO.41」でも書きました。

「サンホセ市と東大和市の平和友好都市協定を締結」と、言うことはたやすいのですが、そう簡単に実現できるとは自分でも考えてはいません。もちろんサンホセの会のメンバーも同じではないかと想像します。しかしだからといってその旗を降ろす気も、必要もありません。一歩でもその実現に向けて踏み出せばまた次につながります。

先日の、「まさかのコスタリカ大使の戦災変電所見学」はその象徴たるものだと思いますし、これを会の目的実現に向けてさらに歩みを進めて行かなければならないと考えています。そんな矢先、荒川知水資料館とパナマ運河博物館は姉妹博物館として協定締結している事実を知りました。そして、「荒川知水資料館&パナマ運河博物館」と「『戦災変電所』&コスタリカ国立博物館」がぼくの中で同期したのです。

もともと東大和市とサンホセ市の平和友好都市協定締結の構想は、「戦災変電所」の壁面に刻まれている爆撃や機銃掃射の跡と、コスタリカ国立博物館に保存されている旧陸軍要塞の壁面にある弾痕がシンクロ（同期）したことから思いついたものです。「他山の石」とは用途が違いますが、そんな感じでこの閃きは導きの糸となりました。戦災変電所と旧コスタリカ陸軍要塞の「姉妹戦争遺構」です。

両館のこの構想を大使と共有できれば、そして東大和市が理解を示してくれさえすれば、（平和友好都市協定ほどハードルは高くなく、むしろ）実現の可能性はあると思います。もちろんそのために少しずつでも具体的な働きかけをしていかねばなりません。

6月の定例会ではもちろんのこと、それ以前にも、皆様のご意見やアイデアをお聞かせいただければ嬉しいです。

死んで花実が咲くものか

—東大和市 火葬代はなぜ高い—

世話人会での余談

ぼくはサンホセの会以外にも、東大和市で「マンション連絡会」というグループにも関わっています（というより、この会を立ち上げたのが自分であるから責任ある立場であるというべきかもしれない）。今は体の具合が悪くなったこともあって、主だった運営は他のメンバーにお任せしている身であるけれど…。マンション連絡会の運営は数人の世話人と呼ばれる方たちが担っている。ぼくもその中の一人である。

その世話人の集まり（世話人会）でたまたま話題に上がったことがあります。それは東大和市では火葬代が他市と比べて高いということ、その理由は東大和市が火葬場を所有している一部事務組合に入っていないからだとのこと。行政としては財政健全化のおりから余計な出費は押さえたいのだろうが、ひるがえって考えれば市民にとっては経済負担増加ということになる（このことは、新自由主義的な行政のスリム化（業務内容の民間委託や放棄）か、社会主義的な手厚い社会保障かという根本的な問題に行き当たるが、今は措いておく）。

火葬を含む葬式の費用負担や切り盛りは身内のことに限られ、一生のうちにそう何度もあるわけではありません。葬式の段取りや火葬場の手配は通常葬儀屋さんをお願いするので、火葬の費用にまで目が行き届きにくいのが現状です。葬儀屋さんから請求される金額を他の葬儀社と比べることはあっても、火葬代を他市と比較するなどということは（あわただしいこともあって）あまりやりません。肝心かなめの自分の葬式の時にはすでに死んでいて知る由もない。いきおい火葬の費用に関して関心が向きにくい状況が繰り返されます。それをいいことに市はこの問題には手を付けないのであろうということがその場の結論でした（他の分野についても同じことが言える。市民・大衆の無関心ほど国や行政にとって都合のいいものはありません）。

東京新聞の記事から

それからしばらくして、東京新聞に次ページのような記事が載っていました。まさに世話人会の時に話した内容そのものです。記事の内容は区部の火葬代について取り上げたものですが、多摩地区についても参考になります。これを見ると立川市の市民は火葬代が無料だが、東大和市の市民が立川の火葬場に依頼した場合は9万円の費用がかかることとなります。しかも市民優先だから空いてなければ後回し、もしくは他の火葬場をあたらなければなりません。

このような事態を受け、東大和市でも市民サービスの一環として火葬場について無策を続けるのではなく、何らかの対策を講じるべきなのではないでしょうか。独自に火葬場を持つことは無理としても、近隣の一部事務組合に加入することぐらいは検討できるはずですよ。もちろん応分の負担金はかかるでしょう。しかし市民の火葬場探しは緩和され、費用負担も軽減されることになるでしょう。市民から要求されてしぶしぶ実施するよりは、先を読んで施策を講じ市民から感謝されることをぼくなら選択するけれども、市の幹部はそうは考えないのでしょうか。

東京23区

施設ほとんど民営 / 「来月から9万円」

火葬代なぜ高い

火葬場 厚労省のデータベースによると、全国の火葬場のうち99%が自治体などによる公営。運営は公費で多くがまかなわれ、利用料は無料か1万〜2万円程度が一般的。民営は都内のほかは、神奈川県、沖縄県など一部にしかない。火葬は明治期に広まり、都などによると当初は寺院などの経営が多かった。明治後期ごろから自治体が運営を担うようになった。国は戦後、墓地埋葬法を制定し、1968年に「原則として経営主体は市町村などの地方公共団体でなければならない」と通知した。



人生の中で頻繁に利用するわけではないので知る人は多くないが、東京23区の火葬料金は全国でも突出して高い。近年の値上げで格差はさらに拡大。ほかの自治体なら2万円ほどで収まるのが、23区では高いと9万円が必要になった。なぜそこまで高いのか。

(渡辺真由子)

火葬料金 (円)	公営		民間		他自治体		
	臨海斎場	瑞江葬儀所	東京博善の6カ所	戸田葬祭場	立川市	横浜市	名古屋市
管内の住民	4万4000	5万9600	8万7200	8万	無料	1万2000	5000
住民以外	8万8000	7万1520			8万	5万	7万

公共性が高い施設である火葬場は、全国的に自治体が運営することが多い。だが23区にある9カ所の火葬場のうち、公営は都が運営する瑞江葬儀所(江戸川区)と、港と品川、目黒、大田、世田谷の5区の広域組合が運営する臨海斎場(大田区)の2カ所のみ。残る7カ所は民営で「東京博善」という企業が、町屋(荒川区)に民間の火葬場が多いのは、人口密集地で火葬



23区内の火葬場

が5万9600円の瑞江葬儀所を管理する都の担当者は「施設整備費や燃料費などの原価相当額を負担していただいている」と話した。

23区に民間の火葬場が多いため、落合(新宿区)、堀ノ内(杉並区)など6カ所を運営している。臨海斎場の一般的な火葬料は4万4千円。東京博善(燃料費込み)は8万7200円でこの約2倍がかかっている。板橋区の民営火葬場「戸田葬祭場」も8万円に設定している。

23区に民間の火葬場が多いため、落合(新宿区)、堀ノ内(杉並区)など6カ所を運営している。臨海斎場の一般的な火葬料は4万4千円。東京博善(燃料費込み)は8万7200円でこの約2倍がかかっている。板橋区の民営火葬場「戸田葬祭場」も8万円に設定している。

足並みをそろえ「受益者負担」の考えをとる。火葬料

23区の火葬料は官民ともに2020年ごろまで5万円前後だったが、東京博善は21年1月、燃料費の高騰などを理由に7万5千円に値上げした。22年6月、燃料費に応じた変動制を導入し、8万円超に。戸田葬祭場もならった。東京博善は6月1日、さらなる値上げで9万円とする。担当者は「物価高騰のため自助努力で料金を抑えるのは厳しい」と話した。

火葬は必須

葬儀の内容・規模にもよるが、いざ葬式を出すとなると数十万円から百数十万円かかります。その他に仏式であれば、(他の宗派でも同様でしょうが)お坊さんにお礼、精進落とし、会葬お礼などに多額の費用がかかる(お香典という「収入」もあるが、出費のほうが圧倒的に多い)。その他にも初七日や四十九日などと場を設ければそのたびに出費を余儀なくされます。

葬式を出すことはめったにありません。だからといって誰もが多額の費用をかけられるというものでもありません。もちろんその場合、葬儀をしないという選択肢も浮上します。しかし火葬はしないわけにはいきません。

火葬は義務ではないとはいふものの一般的になっており、現実的に土葬する余裕も、選択肢もほぼないでしょう。誰もが避けて通れない火葬場は、きわめて公共性の高い施設であると言えます。しかも一生のうちにそう何度もあるわけではありません。これを行政が手当するのは望ましいことです。

現首相が掲げる「新しい資本主義」⇒新自由主義とはいったい誰のためにあるのでしょうか。庶民の暮らしはちっとも楽になりません。「ゆりかごから墓場まで」という社会保障を象徴するフレーズがかつてはありました。上記話題に倣えば「誕生から火葬場まで」ということになります。出生数過去最少で超高齢化社会なのでから、せめて出産費用や火葬代くらい無料にならないものでしょうか。



—住民訴訟—

確定判決前の成功報酬支払は公金の違法支出である！

6月に第1回口頭弁論が開かれる東大和市を被告とした住民訴訟の原告側主張は、上記表題に述べたことに尽きます。すでにこの通信でも訴訟に及んだ理由について何度か紹介し、監査請求でも一貫して同様の表明をしてきましたが、ここで改めて簡単に振り返っておきます。

東大和市を被告とした損害賠償請求訴訟の控訴審判決(原告敗訴)を不服として、原告は2022年11月24日最高裁に上告しました。その決定は2023年8月4日付で通知されました(棄却・不受理)。ところがその8ヶ月前の同年1月6日(これは実際に振込支払した日であり、その決定は、委弁護士と東大和市長が託契約協議書を交わしたのと同じ日、前年の11月24日になされています。)に、東大和市は代理人弁護士に成功報酬を支払っています。

1月6日の段階では、この事件の最終的な判断が裁判所から示されてはいません。したがって、代理人弁護士の訴訟委任事務の結果が成功であるか、不成功に終わるのかは未知の状態です。通常の商取引で言えば、商品が届かないにもかかわらずその代金を支払っていることになります。しかもその出所は市民の納めた税金、すなわち公金であり、違法な公金の支出と言わねばなりません。

結果的には被告勝訴となったので、その判決内容が確定した2023年8月4日以降であれば成功報酬の支払いは何ら問題はなありません。しかし、1月6日時点では事件は未だ解決を見ていないですから、

東大和市の公金支出は違法であると言うべきです。同市は代理人弁護士に対して支払った成功報酬1,069,200円と、同金額が返還されるまでの年5%の利子分の返還請求することを求めますというのが原告の主張です。きわめてわかりやすい道理だと思うのですが、これが弁護士業界では違った判断がなされているようなのです。これについては次の機会に。

以下にこの住民訴訟の被告側代理人弁護士（成功報酬を受けた当該弁護士とは別人）が提出してきた答弁書のポイント（「まとめ」とある）のみ転載します。結論から述べてしまえば、契約に基づいているから合法であるという主張です。短いものですからぜひ全文をお読みください。

7 まとめ

以上の成功報酬の支払いの流れにおいて違法な点は一切ない。

原告は、「2023年1月6日時点では損害賠償訴訟は確定しておらず、代理人弁護士に成功報酬を支払うことは違法な公金支出にあたる。」と主張しているが、控訴審訴訟事務委託契約書（乙3）の第3条2項では成功報酬について、

「委託事務終了後、委託者の予算の範囲内において別途協議して定める。」と規定されているのであって、「損害賠償請求訴訟が確定後に成功報酬を支払う」とは規定されていない。原告の上記主張は、契約書の文言に反しているもので、原告独自の解釈に基づくものに過ぎない。

本件では、控訴審訴訟事務委託契約書（乙3）の規定に基づいて、委託した訴訟事務が終了した後、すなわち本件控訴審事件の判決が言い渡され、同事件の訴訟事務が終了した後に協議をした上で成功報酬額についての合意をして、その合意した額を支払っているのであるから違法と指摘される点はない。

したがって、原告の請求には理由が認められない以上、速やかに棄却されるべきである。

司法はこれに対し、契約を優先する判断をするのか、道理をとるのか（あまり期待できないけれど、）注目点です。どうぞ傍聴にお越しいただきその経過と結果を目撃してください。



ご案内

「確定判決前の弁護士成功報酬支払は公金の違法支出だ！」
ご都合のつく方、傍聴をお願いします

住民訴訟 第1回口頭弁論

（東大和市弁護士成功報酬違法支出事件）

場所：東京地方裁判所 522号法廷（5階）
（地下鉄丸ノ内線霞ヶ関）

日時：6月5日（水）午後1時30分

サンホセの会 6月例会のご案内

日時：6月16日（日）午後1時30分から

場所：東大和市立中央公民館 204号学習室

※いつもの202号学習室ではありません。

ご注意ください。

内容：2024年「平和市民のつどい」に関してなど

★オンラインで参加ご希望の方は榎本までお申し出ください。※申込締切：15日午後5時

【後記】アメリカでイスラエルに対する抗議行動が多く、多くの大学で取り組まれている。かれらに最大のエールを送りたい。

日本でも5月25日午後1時にイスラエル大使館前（地下鉄有楽町線麹町駅⑥番出口）で「殺すな！ガザ地区停戦緊急行動」が予定されている。呼びかけ人は鎌田聡・佐高誠・落合恵子・雨宮処凛・前川喜平・田中優子・永田浩三。



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。